



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

- *95 職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)
- *96 貸金業の規制等に関する法律施行細則及び和歌山県安全・安心まちづくり条例施行規則の一部を改正する規則 (商工観光労働総務課)

規 則

和歌山県規則第95号

職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則

職員等の旅費に関する規則(昭和41年和歌山県規則第122号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号を次のように改める。

(3) 陸路 次に掲げる路程

ア 県内にあるは、別に定める和歌山県路程図に掲げる路程

イ 県外にあるは、地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程

第5条第2項中「前項」を「前項第1号又は第2号」に、「同項」を「当該各号」に、「地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するにたる者の証明により、路程を」を「前項第3号イの規定に準じて」に改め、同条第3項中「第1項第3号」を「第1項第3号イ」に改め、「郵便線路図により」を削り、「郵便線路図に掲げる各市町村内における郵便局で」を「その証明の基準となる点で」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第96号

貸金業の規制等に関する法律施行細則及び和歌山県安全・安心まちづくり条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

貸金業の規制等に関する法律施行細則及び和歌山県安全・安心まちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

(貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 貸金業の規制等に関する法律施行細則(昭和58年和歌山県規則第88号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

貸金業法施行細則

第1条中「貸金業の規制等に関する法律(」を「貸金業法(」に、「貸金業の規制等に関する法律施行令」を「貸金業法施行令」に、「貸金業の規制等に関する法律施行規則」を「貸金業法施行規則」に改める。

第2条中「第1条第2項」を「第1条の5第2項」に改める。

第10条の見出し中「廃棄等届出書」を「廃業等届出書」に改め、同条中「廃棄等届出書」を「廃業等届出書」に、「の部数は3部とし、」を「及び」に、「は1部」を「は、それぞれ1部」に改める。

第11条中「第35条第2項及び第42条第3項」を「第24条の6の10第5項」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

(事業報告書の副本及び参考書類の提出部数)

第12条 省令第26条の29第2項に規定する事業報告書の副本の部数は、2部とする。

2 省令第26条の29第3項に規定する参考書類の部数は、3部とする。

別記第2号様式(表)中「貸金業者等検査員の証」を削り、「勤務所」を「所属」に、「貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第35条の規定による貸金業協会の検査及び同法第42条の規定による貸金業者の検査に従事する」を「貸金業法第24条の6の10第3項又は第4項の規定による立入検査を実施する」に改め、同様式(裏)を次のように改める。

(裏)

貸金業法抜粋

(報告徴収及び立入検査)

第 24 条の 6 の 10 略

2 略

3 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、その業務に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業者若しくは当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、当該貸金業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 前 2 項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 略

(和歌山県安全・安心まちづくり条例施行規則の一部改正)

第2条 和歌山県安全・安心まちづくり条例施行規則(平成18年和歌山県規則第26号)の一部を次のように改正する。

第3条第11号中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

附 則

この規則は、平成19年12月19日から施行する。